

# 入会審査規程

## (目的)

**第1条** 本規程は定款第8条、同施行規則第7条にもとづき、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）に入会しようとする者について適正な審査を行い、健全な本会の組織の確立と維持を図るため、入会手続の方法並びに審査に関する取扱いを定めることを目的とする。

## (入会申請者の資格)

**第2条** 入会申請者の資格は、次の各号の一つに該当し、本会の目的に賛同する者でなければならない。

- (1) 福岡県内に事務所を有し、宅地建物取引業法（以下「業法」という。）第3条に規定する免許を受けた宅地建物取引業者
- (2) 前号の免許を受けるため、福岡県知事若しくは国土交通大臣に対し、業法第4条の免許申請を行っている者

## (入会申請手続)

**第3条** 入会申請者は、次の各号に掲げる書類を、事務所所在地を管轄する支部に提出しなければならない。なお、免許申請書の受理日から6か月以内に提出しないものは無効とする。

- (1) 本会所定の入会申込書
- (2) ハトマーク使用に関する誓約書
- (3) 宅地建物取引業者免許証（写し）又は福岡県知事若しくは国土交通大臣の受理印のある免許申請書副本表紙（写し）
- (4) 代表者及び役員並びに専任の宅地建物取引士の略歴書
- (5) 履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- (6) 第12条に定める推薦者2名の推薦書  
ただし、推薦者のうち1名は、入会申請者と同一支部に所属する者でなければならない。
- (7) 会費自動振替申込書
- (8) 営業保証金供託業者においては、その供託書の写し
- (9) 反社会的勢力ではないこと等に関する宣言・確約書
- (10) 入会・承継・代表者等変更申請についての誓約書
- (11) 入会申請者が法人の場合は法人の役員等に関する誓約書
- (12) その他、会長又は支部長が必要と認めたもの

- 2 前項各号の書類の他、保証協会の入会申込に関する書類を同時に提出しなければならない。
- 3 支部は、前2項の入会申込に、必要な書類が適正に具備していると認めたときは、これを受理しなければならない。

**(審査基準)**

**第4条** 審査に当たっては、業法第5条の免許基準を準用するとともに、本規程に従い厳重かつ適正に審査をしなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、入会させてはならない。
  - (1) 国土交通大臣若しくは県知事から正当に宅地建物取引業の免許を受けていない者
  - (2) 行政処分により、宅地建物取引業の免許を取り消された日から5年を経過しない者
  - (3) 業法違反により処罰を受けた者、若しくは行政処分を受けた者で、その処分満了の日から6ヵ月を経過しない者
  - (4) 過去に本会から除名された日から5年を経過しない者
  - (5) 本会から除名処分を受けるおそれがあるため、処分前に退会した者で処分の日から5年を経過しない者
  - (6) 保証協会の弁済の対象となった者で、社員資格喪失後5年を経過しない者
  - (7) 前号の場合において、社員資格喪失後5年経過後であっても、求償金額の支払いがない者
  - (8) 取引の関係者に損害を与え、若しくは損害を与える恐れがある者
  - (9) 取引の公正を害する行為をし、若しくは公正を害する恐れがある者
  - (10) 業務に関し他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不相当であると認められる者
  - (11) 宅地建物取引士が業法第68条の規定により処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由がある者
  - (12) 業務第31条の3の事務所ごとに設置すべき専任の宅地建物取引士の設置が明確でない者（名義貸し）
  - (13) 入会しようとする法人の役員、若しくは専任の宅地建物取引士、従業者のなかに、過去に業務に関し不正な行為を行い、業務に従事することが好ましくない者が含まれている者
  - (14) 第12条に定める推薦者が充足できない者、若しくは入会審査中に推薦を取り下げられた者
  - (15) 反社会的勢力若しくはその者と親交関係にあると思料される者及びその法人の役員、若しくは専任の宅地建物取引士、従業者のなかに含まれている者

#### (支部入会審査委員会)

**第5条** 支部は、第3条の入会申込書類を受理したときは、当該申請者の入会の適否についての審査をするため、支部入会審査委員会（以下「支部委員会」という。）を必要に応じて開催しなければならない。

2 支部委員会の構成は、支部の実情により定める。

3 支部委員会は、入会申請者（法人にあつては代表者）、専任宅地建物取引士及び第12条に定める推薦者を出席させ、入会の適否の審査に必要な事項を聴取することができる。

#### (審査報告)

**第6条** 支部審査委員長は、前条の審査を終結したときは、その結果について速やかに支部長に報告し、支部長は直ちに報告書を会長に提出する。

#### (本部入会審査委員会)

**第7条** 本部に入会審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、随時開催する。

2 本委員会は、前条の報告に基づき、会長の要請により審査を行うこととし、審査に当たっては、当該支部長若しくは支部審査委員長、又は入会申請者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

#### (会長への報告)

**第8条** 入会審査委員長は、前条の審査を終結したときは、その結果について速やかに会長に報告する。

#### (入会の適否)

**第9条** 会長は、前条の報告にもとづき入会申請者の入会の適否を審査しなければならない。

2 会長は、前項の審査を行ったときは、理事会に報告しなければならない。

3 会長は、第1項の規定にかかわらず、重要又は異例な事項と判断したときは、理事会に諮るものとし、理事会は、入会申請者の入会の適否を審査しなければならない。

4 会長若しくは理事会は、前3項の判定を行うにあたって、不備、不適合、若しくは著しい疑問があるときは、入会審査委員長をして本委員会に再調査させることができる。

### (通知)

**第10条** 会長は、前条第1項の審査の結果について、当該入会申請者及び支部に通知するものとする。

2 前項について、審査結果の適否に関わらず、審査結果の内容及びその理由については述べないものとする。

### (研修受講義務)

**第11条** 本会に入会しようとする者は、人材育成委員会が実施する「入会希望者に対する義務講習（以下「入会資格者コース」という。）を受講し、別に定める不動産キャリアサポート研修制度義務履修に関する要綱による不動産キャリアパーソン講座を受講しなければならない。

### (推薦者の要件)

**第12条** 正会員の中で代表権を有する者のみ推薦者になれるものとする。ただし次の各号に該当する者は推薦者になれない。

- (1) 本会に入会し、3年以上在籍していない者
- (2) 業法第65条第2項及び第4項の処分を受け5年を経過しない者
- (3) 顧客との間にトラブルが絶えない者
- (4) 研修会等の出席が不良である等、協会活動に非協力的である者
- (5) 入会申請者の経歴等を熟知していない者。但し、推薦者がいない場合の支部役員が推薦人になる場合は除く。
- (6) 入会審査委員会の要請に基づき、正当な事由なく会議に出席しない者
- (7) 反社会的勢力ではないこと等に関する宣言・確約書を提出していない者
- (8) 本会会費未納者

2 推薦者は、入会申請者の入会后少なくとも3年間は、当該申請者の言動及び会員としての義務履行並びに適正な業務処理に関し、積極的に指導・勧告及び助言を行う責任を負う。

3 被推薦者が入会后行政処分を受けた場合、推薦者は、その処分のあったときから2年間は他の入会申請者の推薦者になれない。

4 別人格であっても代表者が同じ別人格の入会申請者の推薦者になれない。

5 支部長は、特段の事情があると判断した場合、新たに要件を加えることができる。

### (秘密保持)

**第13条** 入会審査に関与した委員及び関係者は、審査のために知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員をやめた後であっても同様とする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月16日から施行する。